

過年度分	先数	2件	6,286,000円
ある。今後、出納局会計課が定めた「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」を満たしたところで、議会に対して権利放棄を提案する予定である。 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金について 債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者等との交渉を行った結果、令和3年4月1日から令和3年12月1日までに1件から160,000円の償還を受けた。収入未済の残額については、引き続き回収に向けた努力を続ける。 ※令和3年12月1日現在 2件 残高 6,126,000円			

監査対象機関	産業労働部	労働雇用課
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月14日、8月6日	

(指導事項) 1件(収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 緊急雇用創出事業に係る不当事項により果が渡った損害の賠償金 過年度分 先数 1件 17,228,546円	1) (今後の対応策等) 既に法令等の規定に基づき、催促状の送達や債務者への訪問催促を行ったが、納付されなかったため、訴訟を行い、勝訴した。引き続き債務者の状況確認及び債権回収に努める。 H29. 8. 25 甲府地方裁判所に提訴 H29. 10. 31 判決(勝訴) H29. 11. 18 判決確定 H29. 12. 5 会社所在地への納付書入りの催告書を送付。 H30. 1. 26 東京地方裁判所立川支部に債権差押命令申立書を提出。 H30. 1. 29 差押命令が出されるが、債権の存在は確認できなかった。 H30. 5. 21 会社所在地へ納付書を再送付。 H30. 12. 3 商業登記簿により債務者の状況確認(変更なし) H31. 4. 15 商業登記簿により債務者の状況確認(変更なし) R 1. 5. 8 会社所在地へ納付書を再送付。 R 1. 12. 19 商業登記簿により債務者の状況確認(変更なし) R 2. 4. 17 商業登記簿により債務者の状況確認(変更なし) R 2. 5. 7 会社所在地へ納付書を再送付。 R 2. 12. 7 商業登記簿により債務者の状況確認(変更なし)
----------------	---	--

監査対象機関	産業労働部	産業人材育成課
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月3日、8月6日	
R 3. 4. 19 商業登記簿により債務者の状況確認(変更なし) R 3. 5. 7 会社所在地へ納付書を再送付。 R 3. 12. 2 商業登記簿により債務者の状況確認(変更なし)		

監査対象機関	産業労働部	産業人材育成課
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月3日、8月6日	

(指導事項) 1件(財産1)	1) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 今回、指導事項となった2件の目的外使用許可は使用料に消費税相当額が加算されていなかったため、総務部長通知(令和元年9月30日付け財管第2415号)による改定処理の対象外と判断した。 しかし、本来は消費税の課税の有無に関わらず、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることが必要であったことから、記載内容に不備がある許可指令書を交付した状態となっていた。 (今後の対応策等) 今回、指導事項となった目的外使用許可は、令和2年度末をもって使用期間が終了していたが、次年度以降も引き続き使用する旨の申請があったため、令和3年度からの許可において、当該規定を付け加えた適切な許可指令書を使用者に交付した。 今後は、行政財産使用料条例や、行政財産使用料等の算定に係る通達に基づく事務手続が適切に行われるよう、所属内に周知徹底を図るとともに、各規程や通知に疑義がある場合は、所管課に確認を行うなど、再発防止に努めていく。
----------------	---	--

監査対象機関	観光文化部	観光文化政策課
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月10日、8月18日	

(指導事項) 4件(給与2、契約1、重点事項1)	1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 関係職員の扶養手当制度に係る認識が不足していた。 (今後の対応策等)
--------------------------	---	---

を図る。なお、未支給分については、該当職員に対して既に支給済みである。

監査対象機関	観光文化部 観光資源課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月1日、8月18日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件 (財産1)
1) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指合書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないかった。

1) (発生原因の検証結果)
許可指合書に記載する事項の確認が不十分であった。
(今後の対応策等)
使用者に対して速やかに許可条件の変更通知を行うとともに、今後の事務処理にあたっては指合書に記載すべき事項を具体的に確認できるようチェック表を作成することとした。

予備監査終了後、扶養親族簿を出力し、処理を行った。
今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担う職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。
2) (発生原因の検証結果)
組織再編による事務引継の不備に伴い、認定・確認処理を一部漏らしてしまった。
(今後の対応策等)
予備監査終了後、住居手当認定簿の処理を行った。
今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担う職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。
3) (発生原因の検証結果)
契約に係る必要条項の記載についての把握、チェックが不十分であった。
(今後の対応策等)
令和3年度においては契約書類の記載事項等を見直した。また今後、契約に際しては、必要条項を記載するよう、契約時の必要事項のチェックを所属内で徹底し、再発防止に努める。
4) (発生原因の検証結果)
同一週外の振替勤務をした場合、幹事課において部内各課の振替勤務実績を勤務状況システムで確認できないことから、各課において勤務状況システムで作成される「振替代休個人集計」で確認の上、手動で勤務状況システムに入力することとしていた。
本件発生は、①庶務担当者が制度を十分理解していなかったこと、②幹事課から留意すべき事務としての周知が十分でなかったこと、③幹事課と所属とで相互にチェックするなど、複数の目で確認していなかったことが原因である。
(今後の対応策等)
各課において、時間外勤務手当集計時に「振替代休個人集計表」を印刷、同一週外の振替勤務をした職員の該当がある場合には、該当する時間を勤務状況システムに入力した上で時間外勤務手当を集計し、「振替代休個人集計表」を幹事課に提出する。
幹事課は提出のあった「振替代休個人集計表」により、該当者の支給要否を確認の上、時間外勤務手当を集計し、適正な事務処理の徹底と相互にチェックし、適正な事務処理の徹底

監査対象機関	観光文化部 文化振興・文化財課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月9日、8月18日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件 (物品1、契約1)
1) 県指定文化財である化石6点が所在不明のままであった。

1) (発生原因の検証結果)
当該備品は、平成6年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続において、台帳記載などが適切に行われず、適正な管理ができないうまま令和元年度の行政監査受検の際に、備品台帳の数と現品の数の不一致が判明した。その事実を公表・謝罪し、県のホームページにおいて広く県民に情報提供を求めるとともに、国、都道府県、県内市町村、県内博物館施設、県立高校、県内大学等にも情報提供を呼びかけたところ、7点のうちの1点が発見された。その後5件の情報が寄せられたが、所在不明の化石は見つからなかった。
(今後の対応策等)
現在まで有力な情報は得られていないが、引き続き、県ホームページへの掲載や博物館における情報提供呼びかけなどにより、6点の所在確認を継続する。また、今後発見される可能性があるため、備品台帳の当該備品の登録削除や当該天然記念物の指定解除は行わないこととする。
2) (発生原因の検証結果)
支出負担行為決裁後に見直し書を徴することから、単独随意契約であったことから、事前に

予備監査終了後、扶養親族簿を出力し、処理を行った。
今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担う職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。
2) (発生原因の検証結果)
組織再編による事務引継の不備に伴い、認定・確認処理を一部漏らしてしまった。
(今後の対応策等)
予備監査終了後、住居手当認定簿の処理を行った。
今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担う職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。
3) (発生原因の検証結果)
契約に係る必要条項の記載についての把握、チェックが不十分であった。
(今後の対応策等)
令和3年度においては契約書類の記載事項等を見直した。また今後、契約に際しては、必要条項を記載するよう、契約時の必要事項のチェックを所属内で徹底し、再発防止に努める。
4) (発生原因の検証結果)
同一週外の振替勤務をした場合、幹事課において部内各課の振替勤務実績を勤務状況システムで確認できないことから、各課において勤務状況システムで作成される「振替代休個人集計」で確認の上、手動で勤務状況システムに入力することとしていた。
本件発生は、①庶務担当者が制度を十分理解していなかったこと、②幹事課から留意すべき事務としての周知が十分でなかったこと、③幹事課と所属とで相互にチェックするなど、複数の目で確認していなかったことが原因である。
(今後の対応策等)
各課において、時間外勤務手当集計時に「振替代休個人集計表」を印刷、同一週外の振替勤務をした職員の該当がある場合には、該当する時間を勤務状況システムに入力した上で時間外勤務手当を集計し、「振替代休個人集計表」を幹事課に提出する。
幹事課は提出のあった「振替代休個人集計表」により、該当者の支給要否を確認の上、時間外勤務手当を集計し、適正な事務処理の徹底と相互にチェックし、適正な事務処理の徹底

予備監査終了後、扶養親族簿を出力し、処理を行った。
今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担う職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。
2) (発生原因の検証結果)
組織再編による事務引継の不備に伴い、認定・確認処理を一部漏らしてしまった。
(今後の対応策等)
予備監査終了後、住居手当認定簿の処理を行った。
今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担う職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。
3) (発生原因の検証結果)
契約に係る必要条項の記載についての把握、チェックが不十分であった。
(今後の対応策等)
令和3年度においては契約書類の記載事項等を見直した。また今後、契約に際しては、必要条項を記載するよう、契約時の必要事項のチェックを所属内で徹底し、再発防止に努める。
4) (発生原因の検証結果)
同一週外の振替勤務をした場合、幹事課において部内各課の振替勤務実績を勤務状況システムで確認できないことから、各課において勤務状況システムで作成される「振替代休個人集計」で確認の上、手動で勤務状況システムに入力することとしていた。
本件発生は、①庶務担当者が制度を十分理解していなかったこと、②幹事課から留意すべき事務としての周知が十分でなかったこと、③幹事課と所属とで相互にチェックするなど、複数の目で確認していなかったことが原因である。
(今後の対応策等)
各課において、時間外勤務手当集計時に「振替代休個人集計表」を印刷、同一週外の振替勤務をした職員の該当がある場合には、該当する時間を勤務状況システムに入力した上で時間外勤務手当を集計し、「振替代休個人集計表」を幹事課に提出する。
幹事課は提出のあった「振替代休個人集計表」により、該当者の支給要否を確認の上、時間外勤務手当を集計し、適正な事務処理の徹底と相互にチェックし、適正な事務処理の徹底

4) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

3) 令和元年山梨県ふっこう割事業運営支援業務委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。

2) 給与改定に伴う住居手当額の変更について、住居手当認定簿による認定が行われていないものがあった。

	参考として徴収した見積書により事務を進めてしまった。事務担当者の財務規則の理解不足と担当や課内のチェック体制も不足していた。 (今後の対応策等) 契約事務について課内研修を行い再発防止に努めるとともに、チェック表の審査項目を強調し、担当や課内において複数の者が起案をチェックすることとする。
--	---

監査対象機関	農政部 農政総務課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月15日、8月17日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100(月の時間外勤務が60時間を超えた部分については50/100)の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。また、振替による勤務命令がされていない週休日について、25/100の時間外勤務手当が支給されているものがあつた。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果) 時間外勤務手当が支給されていない案件については、該当所属内において振替申請にかかる時間外勤務手当の確認やチェックが不十分であった。 また、振替の申請をしていないにもかかわらず時間外勤務手当を支給していた事実については、職員が振替申請を失念していたことが原因であり、実際には当該週休日に勤務し同一週外に振替をしていることが確認された。 (今後の対応策等) 未支給の時間外勤務手当については、勤務日と振替日を確認したうえで速やかに支給した。 また、振替申請をしていなかった事案については、すでに年度をまたいでおり、現年度での振替申請ができないため、職員ポータル上のスケジュール機能にて振替をとつていくことを確認することと対応した。 今後は、月末の集計処理の際に、当課から各所属に対し、振替申請の有無、25/100の支給の要否などについて確認し、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象機関	農政部 農業技術課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月19日、8月17日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p>		<p>1) (今後の対応策等) 収入未済の回収については、山梨県債権回</p>

①農業改良貸付金償還金 過年度分 先数 12件 113,090,835円 ②農業改良貸付金違約金 過年度分 先数 13件 20,294,957円	<p>収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者に対し償還金が早期に返済されるよう、電話や訪問面談を実施しており、その中で、個々の状況を勘案した返済方法や返済時期についての話し合いを行っている。これらの取り組みにより、今後も引き続き早期の返済を促していく。また、返済が困難な案件については、訴えの提起や強制執行等法的措置による回収や、徴収停止、債権放棄等による処理を検討する。 令和3年12月15日現在、償還金延滞者7名から1,115千円を回収し、違約金延滞者3名から522千円を回収した。また、返済困難案件2件について、償還金及び違約金の支払いを請求するため、令和3年1月に訴訟提起を行った。</p>
---	--

監査対象機関	農政部 耕地課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月20日、8月17日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 1件 51,679,600円</p>		<p>1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札競争事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p>

監査対象機関	農政部 中北農務事務所	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年4月22日～23日、6月9日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件 (収入1、財産2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 29,672円</p>		<p>1) (発生原因の検証結果) 当事務所発注の工事を受注した事業者が側産したことから、工事の出来高と契約解除に伴う違約金を相殺したところ、前払金返還利息金が発生し、破産管財人に請求したが、配当されず未済となつた。 (今後の対応策等) 令和2年12月10日付けで甲府地裁によ</p>

<p>2) 取得用地に未登記のものがあった。</p> <table border="1"> <tr> <td>過年度分</td> <td>119筆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度分</td> <td>12筆</td> <td>合計 131筆</td> </tr> </table>	過年度分	119筆		令和2年度分	12筆	合計 131筆	<p>3) 行政財産使用許可において、許可期間が1年を超える場合、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p>
過年度分	119筆						
令和2年度分	12筆	合計 131筆					
<p>2) (発生原因の検証結果) 過年度未登記の主な発生原因としては、多数の相続人、行方不明者、用地境界が未確定であることなどがあげられる。このうち、令和元年度分38件については、現地の境界標が消失等していたため、復元してから申請するように指導を受け、登記申請を受理されなかったものである。また、令和2年度分12件については、法務局で該当地区における国土調査成果の電子化処理が行われており、登記申請待ちの状態となっていたことによるものである。(今後の対応策等)</p> <p>新たな未登記が発生しないように、計画の段階から権利関係者への働きかけや情報収集を積極的にを行い、障害の発生を未然に防ぎ、現年度の登記を確実に実施する。過年度未登記地については、土地改良事業完了後、施設や用地は市町村に譲与することが原則になっていることから、管内市町が譲与を受けようとして協議を進めていく。なお、令和元年度分は36件、令和2年度分は10件処理しており、今後も引き続き処理を進め、未登記の解消を図っていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 土地改良財産使用許可処理要領では、本文に「(使用料) 第8条 使用料については、山梨県行政財産使用料条例(昭和39年条例第15号)及び行政財産使用料等の算定について(昭和49年9月25日付け通達)による。」と記載があったが、許可指令書の様式には具体的な記載がなく、担当者が指令書を作成する際に様式をそのまま使用し、決裁段階でも気がつかなかったことによる。(今後の対応策等)</p> <p>許可指令書を出した申請者に対して、使用料改定の記載がなかったことを説明したうえで、変更指令書として「使用料の額は、法令等の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、適正な額に改定することがある」を変更点とした許可書を発出した。また、土地改良財産使用許可処理要領を所</p>							

<p>4) 産業廃棄物収集・運搬及び処理業務委託において、契約書に添付することとなっている産業廃棄物収集運搬業許可証の有効年月日が契約期間の中途となっているものがあり、以降の期間について更新の確認がされておらず、更新後の許可証の提出を受けていなかった。</p>	<p>管する排地課に対し、様式に使用料改定の記述を追加するよう要請し、令和3年5月26日付けで要領の改正が行われた。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 令和2年度産業廃棄物収集・運搬及び処理業務について、契約書に添付された産業廃棄物収集運搬業許可証の有効年月日が契約期間の中途で終了するものであったが、更新の確認及び更新後の許可証の提出を受けることを失念した。(今後の対応策等) 委託業者が許可を更新することを確認したため、更新後の許可証の提出を受け、写しを契約書に添付した。所内会議において、事案の共有を行い、改めて起案段階、決裁段階、執行段階等での細心の注意を払うことを徹底し、再発防止に努めていく。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>農政部 峡東農務事務所</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和3年4月19日～20日、6月3日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p>	監査対象機関	農政部 峡東農務事務所	監査対象期間	令和2年度	監査実施日	令和3年4月19日～20日、6月3日	<p>謹じた措置</p>		
監査対象機関	農政部 峡東農務事務所								
監査対象期間	令和2年度								
監査実施日	令和3年4月19日～20日、6月3日								
<p>(指導事項) 2件(収入1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 27件 504,323,766円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。(今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 令和3年度、過年度分184筆のうち6筆を、令和2年度分39筆のうち19筆を12月上旬までに解消した。(今後の対応策等) 「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。</p>								
<p>2) 取得用地に未登記のものがあった。</p> <table border="1"> <tr> <td>過年度分</td> <td>184筆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度分</td> <td>39筆</td> <td>合計 223筆</td> </tr> </table>	過年度分	184筆		令和2年度分	39筆	合計 223筆			
過年度分	184筆								
令和2年度分	39筆	合計 223筆							
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>農政部 峡南農務事務所</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和3年4月19日～20日、6月4日</td> </tr> <tr> <td>(指導事項) 1件(財産1)</td> <td>監査の結果 謹じた措置</td> </tr> </table>	監査対象機関	農政部 峡南農務事務所	監査対象期間	令和2年度	監査実施日	令和3年4月19日～20日、6月4日	(指導事項) 1件(財産1)	監査の結果 謹じた措置	
監査対象機関	農政部 峡南農務事務所								
監査対象期間	令和2年度								
監査実施日	令和3年4月19日～20日、6月4日								
(指導事項) 1件(財産1)	監査の結果 謹じた措置								

1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 146筆	1) (今後の対応策等) 未登記原因の調査及び原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。今後も、未登記案件について地元役場と積極的な連携を図るとともに、「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。
----------------------------------	---

監査対象機関 農政部 富士・東部農務事務所	
監査対象期間 令和2年度	
監査実施日 令和3年4月21日～22日、6月8日	
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 1件 (財産1)	1) (発生原因の検証結果) 相続人同士のトラブルによる相続の未了や、隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる、境界未確定が原因である。 (今後の対応策等) 引き続き、状況確認と権利者への働きかけを行い、未登記土地の解消を図っていく。 なお、今後、未登記土地の発生を防止するため、登記手続に支障が発生しそうな案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者に積極的に働きかけ、障害因子の早期解消に努めていく。
-----------------	---

監査対象機関 県土整備部 県土整備総務課 (景観づくり推進室、建設業対策室)	
監査対象期間 令和2年度	
監査実施日 令和3年7月16日、8月25日	
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件 (重点事項1)	1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。

監査対象機関 県土整備部 道路整備課	
監査対象期間 令和2年度	

監査実施日 令和3年7月13日、8月19日	
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 4件 (収入2、支出1、財産1)	1) (発生原因の検証結果) 県東地域の入札競争事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は放棄され、当初の金額を回収する。
2) 普通財産である土地貸付料について、収入科目が財産収入ではなく諸収入となつていた。	2) (発生原因の検証結果) 財産収入の収入科目については会計事務カイブツック【収入編】に明記してあるが、担当職員が認識していなかったことによる。 (今後の対応策等) 今後は担当内で情報共有を行うとともに、この内容について職員間の引継ぎを徹底することで再発防止に努める。令和3年度分については、速やかに科目更正処理を行った。
3) 新山梨県状道路建設に伴う令和2年度契約において、契約額の減額を行う場合、減額しようとする額の変更の支出負担行為の同一により行うべきところ、変更の支出負担行為の同一によらず、減額の契約変更が行われていた。	3) (発生原因の検証結果) 財務会計システムでの処理中にエラーが出たため、担当職員が支出負担行為が起案できないと思ひ込み、それ以上の検証を行わなかったことによる。 (今後の対応策等) 過年度予算のため変更支出負担行為の処理はできなかったが、今回の事例について課内で情報共有を行い再発防止に努める。
4) 普通財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。	4) (発生原因の検証結果) 担当職員の公有財産事務取扱規則に対する認識不足があつた。 (今後の対応策等) 令和3年8月に移動報告の事務処理を行った。今後は確実に年度内に事務処理することを担当内で情報共有を行うとともに、この内容について職員間の引継ぎを徹底することで再発防止に努める。

監査対象機関 県土整備部 道路管理課	
監査対象期間 令和2年度	
監査実施日 令和3年7月16日、8月24日	
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) 県東地域の入札競争事件に関して、公正取

工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 84,259,980円	引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。
---	--

監査対象機関 令和2年度 令和3年7月15日、8月19日	県土整備部 治水課
監査実施日	監査の結果
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) ①、②一般河川仲間川が埋塞したことに關して、原因者に対して、費用を測定したものの。原因者死亡。財産調査を実施。 ③峡東地域の入札談合事件に關して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。 (今後の対応策等) ①債務者名義の土地から債権を回収するには経費が必要な状況であり、その経費が回収額を上回る見込みであることから、不納欠損処理について検討する。 ②私法上の債権であり強制的な措置をとることができないため、権利放棄や不納欠損処理について検討する。 ③全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川工事等原因者負担金 過年度分 先数 1件 35,373,622円 ②土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求 過年度分 先数 1件 122,630,985円 ③工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 52,199,280円	

監査対象機関 令和2年度 令和3年6月25日、7月16日、7月21日、8月19日	県土整備部 都市計画課 (下水道室)
監査実施日	監査の結果
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) (発生原因の検証結果) ①峡東地域の入札談合事件に關して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。 ②公園費負担金 過年度分 先数 1件 42,921,589円
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 48,412,770円 ②公園費負担金 過年度分 先数 1件 42,921,589円	

2) 四半期ごとに前金払を行っている各都市公園指定管理委託について、各都市公園の管理に關する基本協定書に基づく定期報告及び事業報告書の提出を受けているが、財務規則第122条に定める検査調書等が作成されていないかった。	②都市公園法の規定に基づき、原因者に対して原因者負担金を測定したものの。督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。 (今後の対応策等) ①全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。 ②今後も関係法令に則り、財産調査を進めるとともに、債権回収等に努めていく。 2) (発生原因の検証結果) 相手方から事業報告書の提出を受けそれに基づき履行確認を行ったことにより、検査調書の作成が足りると判断したことが原因である。 (今後の対応策等) 事業報告書に職員の検査欄を設け、相手方から事業報告書が提出された後に記名押印によって、検査調書に代える措置を行うこととする。 また、複数の職員によるチェック体制を構築することにより再発防止を図る。
--	---

監査対象機関 令和2年度 令和3年7月14日、8月19日	県土整備部 建築住宅課 (住宅対策室)
監査実施日	監査の結果
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) ①県営住宅使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼など滞納解消に努めているが、使用料未済となった。 ②県営住宅駐車場使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出しなど滞納解消に努めているが、使用料未済となった。 ③県営住宅破損賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。 ④無断退去者の退去修繕費 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。 ⑤県営住宅明け渡し不履行損害賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①県営住宅使用料 過年度分 26,885,775円 令和2年度分 14,174,680円 合計 先数 817件 341,060,455円 ②県営住宅駐車場使用料 過年度分 3,018,200円 令和2年度分 871,400円 合計 先数 173件 3,889,600円 ③県営住宅破損賠償金 過年度分 201,825円 令和2年度分 1,106,450円 合計 先数 16件 1,173,450円 ④県営住宅明け渡し請求不履行に係る損害賠償金 過年度分 先数 2件 1,475,090円 ⑤行政財産使用料	